

# 児童養護施設退所児童のアフターケアにおける施設と 学校との連携

—アフターケア実践事例からの考察—

Cooperation with Children's home and School in Aftercare

for Children leaving the Children's home

—Consideration from Case Study of Aftercare—

伊 藤 嘉余子\*

Kayoko ITO

## I. 研究の背景と研究の目的

### 1. 研究の背景と問題の所在

全国の児童養護施設には、親による虐待や遺棄、親の死亡や行方不明、親の病気や障害、拘禁など、さまざまな理由によって親・保護者に養育されることが適わない子どもたちが約30,000人強生活している。児童養護施設で育つ子どもたちが、人として望ましい発達過程を経て社会で自立した生活を送ることができるようになるには、施設入所中のみならず、施設を退所した後においても継続的な支援（アフターケア）が必要である。

施設入所前も入所後も、自分を愛してくれるはずだった親との関係に傷ついたり、親との愛着関係を築くことができなかつた影響から大人や他者への不信感や自己無力感に苛まれたりといった不安定な情緒状態での生活を余儀なくされてきた子どもたちにとって、施設生活は、安定した衣食住を提供してくれる家庭代替の場であると同時に、将来の自立に向けて、他者への信頼感と自分への自己肯定感を回復するための治療的な場でもあるといえよう。

施設で育った子どもが施設退所とともに、地域社会の中で安定した生活を送ることは容易ではない。これは、退所理由が家庭復帰の場合も、満年齢による自立ケースの場合も同様といえる。なぜなら、子どもは困ったときや悩んだときに、自分の親・家族に頼ったり甘えたり相談したりすることが一般的であるといえるが、施設で生活する子どもたちの親・家族の多くは「あてにならない／あてにできない」存在であることが多いからである。「あてにできない」とは、経済的にも健康的にも精神的にも、あらゆる側面において不安定な親が多く、子どもは、自分が巣立った施設を頼るしかない場合が多いということを意味する。

こうした状況を鑑み、2005年の児童福祉法改正では、施設退所者のアフターケアが児童養護施設の業務として位置づけられることとなった。つまり、それ以前におけるアフターケアは、各施設の努力義務ということになっており、アフターケアの実施について人件費や交通費などの法的な保障や補助は一切ない状態であった。

---

\* 埼玉大学教育学部乳幼児教育講座

しかし、法改正によって、施設の業務としてアフターケアが位置づけられたといつても、アフターケアを実施する新たな職員が配置されたわけでも、職員加配や経費補助といった、アフターケア実施に必要な新たな措置が加えられたわけでもない。これまでどおり、家庭支援専門相談員や児童指導員、施設長などアフターケア以外の業務も行わなければならない職員が業務時間のやりくりに苦慮しながらアフターケアを展開している現状である。そのため、退所者やその家族のニーズに十分応えることができているとはいえない現状にあり、退所児童たちも困惑していると同時に、現場もディレンマを抱えている。

こうした施設の現状を改善することは喫緊の課題ではあるが、同時に、こうした施設の実情を踏まえ、協力・連携してくれる機関が複数必要である。一つはバックアップ機関として期待の高い児童相談所であるが、もう一つ、子どもにとって身近な機関として学校が挙げられるだろう。子どもたちは、多くの時間を学校で過ごす。子どもが施設を退所して家庭復帰し、地域に戻った後は、どうしても施設は子どもの実情を把握しにくくなる。家庭が安定したからと安心して家庭復帰させた後、何らかの事情で親・家庭が不安定となり、子どもの生活が脅かされることも少なくない。そういう場合、学校の教員は、子どもの異変に早く気づき児童相談所や施設に連絡する等といった対応が可能な存在といえる。また、学校の担任の先生が、子どもにとって信頼できる施設と良好な関係にあるということは、子どもの安心感にもつながるのではないか。施設退所児童とその家族を見守る地域ネットワークの中で、学校が果たすことのできる役割は大きいのではないかと考える。

## 2. 研究の目的

上記のような問題意識を踏まえ、本研究では、施設と学校との連携に焦点をあて、児童養護施設退所児童に対するアフターケアのあり方について考究することを目的とした。実際のアフターケア実践事例の検証を通して、学校と施設との連携の実際や、問題点、良好な連携を阻害する要因、連携関係を構築するために必要な工夫や配慮などについて考察した。

## II. 研究の方法

### 1. 調査方法

全国568ヶ所の児童養護施設（2009年6月現在）を対象に悉皆調査を郵送法にて実施した。送付した調査票は3種類で、質問内容は表1に示すとおりである。

（表1）全国の児童養護施設を対象とした悉皆調査の概要

調査票① (施設票)	施設の基本属性、2008年度の退所児童数と退所理由、 2008年度に実施したアフターケア件数 アフターケア実践にあたっての工夫／苦慮する点 連携しやすい／しくい機関 など
調査票② (退所児童の個人票)	2008年度に退所したすべての児童に関する個人票 入所理由、家族の状況、退所理由、入所期間、他施設措置経験、 退所にあたっての懸案事項など

<b>調査票③ (アフターケア実践の 事例票)</b>	2008年度に実施したアフターケアのうち、最も印象に残っている1事例を選定してもらい、当該ケースについてエピソード等を記入してもらう。 当該児童の現在の年齢／退所時年齢、退所後の年数、入所期間、入所/退所理由、現在の住居、生活状況、行ったアフターケアの内容、特に配慮を要した点／工夫した点、今後の見通しなど
-------------------------------------	--

調査の回答者（職種）は、各施設に委ねた。これは、アフターケアの実施者（つまり、本調査票に適切に回答できる立場にある職員）が施設によって異なるためである。

調査時期は、2009年8月初旬から9月末である。

## 2. 倫理的配慮

本研究に係る調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して行った。

倫理的配慮として、施設長宛の調査依頼文書に、調査結果のうち量的研究の対象となるデータについては、すべて統計的に処理を行い、施設や個人が特定されたり、データが外部に漏れたりすることがないよう十分配慮することを明記するとともに、同様の文章を調査票表紙にも明記した。

退所児童の個人票やアフターケアの実践事例といった質的研究の対象となる資料については、個人が特定されないよう、個人票には子どもの名前の記入欄や、施設名や地域名を書く欄を設けない等の配慮をするとともに、調査票の管理を厳重に行う旨の文書を依頼文に付した。

また、研究結果を論文または学会における口頭発表として公表することを明記した。データの管理や個人情報保護に関する誓約、結果の公表の是非については、調査への回答をもって、承諾していただいたこととした。

## 3. 分析方法

本稿では、主に「調査票③」の結果について報告する。なお、必要に応じて「調査票①」とリンクさせた分析をおこなった。

量的データについては、SPSS 14.0J for windows を用いて統計処理・分析を行った。アフターケアの実践事例など質的データの分析に際しては、コレスポンデンス分析を用いた。

## III. 研究の結果と考察

### 1. 収集したアフターケア実践事例の量的データ

#### (1) 回収率

調査票③の回収数は161件であり、回収率は28.3%であった。

#### (2) アフターケア対象児童の年齢と性別

最も幼い子どもは3歳で、最年長は39歳、161人の平均年齢は17.4歳であった（表2、図1）。

各施設において、前年度に実施したアフターケアのうち最も印象に残っている事例を1つ選定してもらうという形で回答を求めたが、18歳～21歳にケースが集中する結果となった。このことか

ら、施設が行うアフターケアの中で、満年齢で退所となった子どもの自立生活に対する支援が大半を占めている現状が明らかになったといえる。

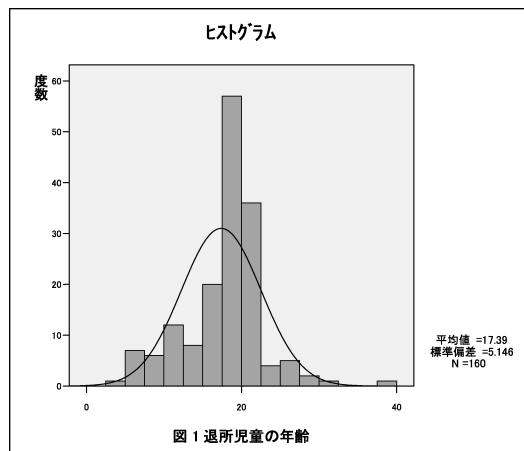
性別は男性93人（57.8%）、女性67人（41.6%）、無回答1人（0.6%）であった。

### （3）退所してからの年数

退所してからアフターケア実施までの年数は、「1年以内」が89人（55.3%）と半数強を占めた。次いで、「2年目」34人（21.1%）、「3年目」18人（11.2%）と、3年以内に9割弱のケースが集中した（表3、図2）。先述したアフターケアの対象児童の年齢と関連づけて考察すると、18歳以上の満年齢を迎えるまで施設を退所できなかつた子どもたちは、退所後の自立生活においても頼るべき親・家族がないことが推察される。そのため、退所直後の生活基盤を安定したものとするためにも、最初の1～2年目のアフターケアが非常に重要だと考えられる。

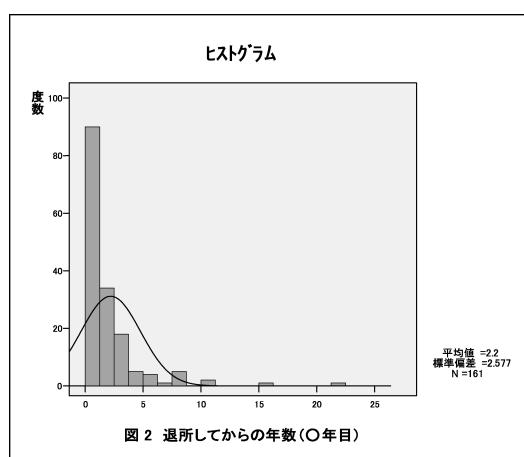
（表2）対象児童の年齢

	実数	%
5歳以下	2	1.2
6歳～8歳	11	6.9
9歳～11歳	12	7.5
12歳～14歳	9	5.6
15歳～17歳	20	12.4
18歳	30	18.6
19歳	27	16.8
20歳	21	13.0
21歳～25歳	19	11.8
26歳～30歳	7	4.3
30歳以上	2	1.2
無回答	1	0.6
合計	161	100.0



（表3）対象児童の年齢

	実数	%
1年以内	89	55.3
2年目	34	21.1
3年目	18	11.2
4～5年目	9	5.6
6～8年目	6	3.7
10～19年目	3	1.8
20年以上	1	0.6
無回答	1	0.6
合計	161	100.0



### （4）当該施設における入所期間

施設入所期間は、最も短いものが「6ヶ月」2人（1.2%）、最も長いものが「18年」1人（0.6%）であった。平均は7年4ヶ月であった（標準偏差4.740）。

### （5）退所児童の現在の生活・住居の状況（表4）

現在の生活・住居の状況としては、最も多かったのは「親と同居（親元への家庭復帰）」で46

人（28.6%）であり、次いで「賃貸住宅に一人暮らし」と「職場の寮」で、ともに29人（18.0%）であった。家庭復帰ケースよりも「自立（友人や恋人との同居や職場の寮等を含む）」ケースの多さが目立つ結果となった。

(表4) アフターケア対象児童の現在の住居

	実数	%
親と同居（親元に家庭復帰）	46	28.6
賃貸住宅に一人暮らし	29	18.0
職場の寮	29	18.0
他施設等に措置変更	26	16.1
学校の寮	5	3.1
恋人と同棲	4	2.5
親以外の親族と同居	4	2.5
結婚して新しい家族と同居	3	1.9
友達と同居	3	1.9
不明	5	3.1
その他	7	4.3
合計	161	100.0

- 「他施設等に措置変更」内訳
- ・「障害系の施設」17人（10.6%）
  - ・「自立援助ホーム」5人（3.1%）
  - ・「児童自立支援施設」5人（3.1%）
  - ・「他の児童養護施設」4人（2.5%）
  - ・「里親委託」5人（3.1%）

また、他施設等への措置変更ケースについては、「障害系の施設への措置変更」が全体の10.6%と、全国平均よりも高い値を示した（平成20（2008）年2月1日現在の全国調査結果との比較。以下同じ）。一方、「他の児童養護施設への措置変更」は全国平均よりも低い数値となっており、「自立援助ホームへの措置」は全国平均とほぼ同じである。

## 2. アフターケア実践事例の分析

### (1) 家庭復帰後、小学校に通学しているケース

小学生で施設退所・家庭復帰となったケース（つまり家庭復帰後に小学校に通学するケース）は19ケース（12.0%）であった。このうち、小学校との連携が良好で、安心して見守ることができると施設職員が評価していると思われるケースは8ケース、緊張感をもって関わり続ける必要があると判断されているケースは11ケースであった。

これら19ケースを「小学校と施設との連携」に焦点をあてて分類したところ、以下の3つのグループに分類することができた（図3）。

まず、小学校と施設との連携が良好とされたケースに共通してみられた実践や関わりとして、「施設職員による定期的な学校訪問」「職員と教師の定期的な情報共有」「小学校でトラブルがあった時の、教員から施設への迅速な報告」が挙げられた。これらのケースからは、転校に伴う子どもの不適応行動の軽減について教員と施設職員とが連携して取り組んでいる姿や、施設での生活の様子を教員と施設職員とで共有することによって、当該児童が好きなものや落ち着くもの等を教室内の設備や授業の教材に自然な形で取り入れ、子どもの安定を図る取り組みなどが明らかとなった。

逆に、小学校と施設との連携が困難とされたケースと共に通してみられた問題として「家庭復帰後、親子が遠方に転居したケース」「学校から学校訪問や電話を拒否されたケース」「家庭復帰後に結果的に他施設措置となったケース」が挙げられた。転居ケースでは、問題が根深いケースほど、住民票を移動させないままひっそりと転居する傾向にあるため、管轄児童相談所や福祉事務所も親子の居場所を確認するのに時間を要したりする。ただ、こうした転居ケースは、退所前から施設なり児童相談所が、親子の退所後の生活について漠然とした不安を感じていることが少くない。親子の強い家庭引き取りの希望があったとしても、家庭復帰のタイミングをきちんと見極める必要があるだろう。

最後に、小学校と施設との連携が良好である場合と困難になる場合と紙一重となることが多いグレーゾーンのケースには、「保護者や子どもが施設との接触を拒否するケース」「親/子が外国籍のケース」が挙げられた。まず、親子から接触を拒否されるケースでは、施設が見守りを続いていることを保護者に知られないように、学校と施設とで連携して情報共有していくことができる場合と、「親子が接触を拒否している」ということで、学校とも疎遠になってしまう場合とに二分することがわかった。また、「親子が外国籍のケース」では、子どもの不適応行動のケース等と同様に、学校から施設に定期的に相談の連絡が入る場合と、親子が外国人学校を選択した場合に、施設とのつながりがまったく途絶えてしまう場合とがある現状が明らかとなった。

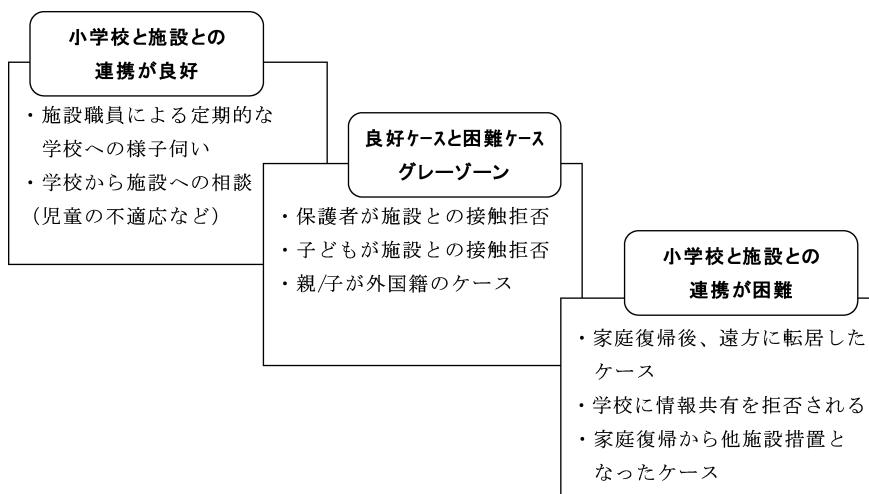


図3 家庭復帰後に小学校に通学するケースのアフターケアにおける施設と小学校との連携の現状（筆者作成）

また、この後に述べる中学生の家庭復帰ケースと比して、小学生の家庭復帰ケースの場合、小学生である子どもから学校や施設に直接支援を求めたり苦情を発したりしていくことがほとんどないことがわかる。それゆえ、学校教員をはじめとする、子どもの近くで見守る大人の存在と子どもの異変に気づくことのできる感性が非常に重要になってくるといえよう。

## (2) 家庭復帰後、中学校に通学しているケース

家庭復帰後、中学校に通学しているケースは161件中6ケース（3.7%）であり、小学生のケー

スと比して非常に少ない結果となった。この6ケースについては「退所理由とその後の生活」に焦点をあて、以下の2つのグループに分類することができた（表5）。

(表5) 家庭復帰後、中学校に通学しているケースの特性（筆者作成）

	良好群（3ケース）	困難群（3ケース）
退所までの経緯と退所理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所理由だった養育問題の解決</li> <li>・引き取りに向けた段階的な準備（面会→外出→宿泊→外泊など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親/子による強い引き取り希望</li> <li>・中学入学を契機とした家庭復帰</li> <li>・施設と児相の見立ての相異</li> </ul>
家庭復帰後の子どもの反応・行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に相談に来る</li> <li>・勉強その他の生活全般に対する意欲の向上</li> <li>・親を支える存在へと成長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転校前の中学に無断で登校</li> <li>・不登校</li> <li>・施設入所児とばかり交流</li> <li>・施設周辺を徘徊</li> <li>・「家に帰りたくない」と訴える</li> </ul>
親の反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親と施設の信頼関係の構築</li> <li>・養育/生活態度の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あきらめ、放任</li> <li>・「特に問題ない」と虚勢をはる</li> <li>・子どもへの憤りと苛立ち</li> </ul>
施設の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の相談の継続</li> <li>・親子関係の調整</li> <li>・高校進学に向けた進路相談/指導</li> <li>・中学校との情報共有/役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親との相談面接や電話、家庭訪問</li> <li>・親子関係の調整</li> <li>・子どもへの直接的な関わり</li> <li>・中学校との情報共有/役割分担</li> </ul>

良好群において共通してみられた特徴として、施設入所理由となっていた親の養育・生活上の問題が解決していること、施設が用意した家庭復帰に向けた段階的支援プログラムに親子が好意的にのり、継続的に信頼的援助関係を構築してきたこと等が挙げられた。こうして構築された、施設一親子間の信頼関係があるからこそ、復帰後も継続した相談が可能となっており、相談内容も、困難群と比べて前向きで将来を志向した内容となっていることが明らかになった。

困難群においては、いずれのケースも親子（特に親）の強引ともいえる家庭引き取り希望に押し切られる形での家庭復帰ケースであった。家庭復帰に際して「最初から限界がみえていた」と記述されたケースも複数あり、家庭復帰の決定過程に課題があることが示唆された。親の反応としては、自身の養育態度や生活問題を省みることはほとんどなく、子どもの言動を責めたり、「うまくいっているから介入するな」と施設や児童相談所に虚勢をはったりする姿勢がみられた。こうした点から、施設退所前に親子と施設とが良好な信頼関係を築けていないと退所後のアフターケアが困難になることが伺える。

良好群と困難群の双方において、施設と中学校との密接な連携関係の重要性を確認することができた。良好群においては、高校進学に向けた進路指導に際して、子どもが自信をもてるようなアプローチを教員から提供することの効果や、クラスメートと退所児童との良好な関係構築のコーディネーターとして教員が果たす役割的重要性、教員と子どもとの良好な人間関係が子どもにもたらす好影響などが指摘されていた。

困難群においては、中学校が親子へのかかわりを避けたり諦めてしまったりすることによって、親子それぞれが孤立感や疎外感を高め、自暴自棄になる危険性が示唆された。中学校教員が親子の特性やこれまでの経緯や生活歴を把握し、親子と適切に向き合い関わっていくためにも、施設と日頃から情報共有する機会をもったり、トラブル発生時の対応や役割分担について事前に協議

しておいたりする必要があるだろう。

### (3) 中卒就職（高校中退を含む）ケース

児童養護施設は満18歳を迎えてから最初の3／31まで、また必要に応じて20歳まで在所することができると児童福祉法に定められているが、それには、何らかの形で学籍を有していることが一つの条件となる。つまり、「中卒で就職」という進路を選択した場合、15歳で施設を退所しなければならなくなる。

中卒就職ケースは、161件中17件（10.6%）であった。17人の中卒就職児童のうち、親元に家庭復帰したケースは4人であり、残りの13人は、親から離れての生活を送っている（表5）。

ここで注目すべきは、中卒就職ケースのうち「他施設に措置変更」に至っているケースが6件（35.3%）にのぼる点である。これは、様々な理由によって中卒就職を選択したとしても、早い段階で不調をきたし、反社会的行動や非社会的行動を起こすようになり、また施設措置となるケースが少なくないことを示している。この結果から、施設在所期間中から、また中学校在籍中から、何とか高校に進学できるよう進路指導や学習支援を充実させること、子ども本人の進学へのモチベーションが向上するよう働きかけること等の必要性が示唆される。そのためにも、施設入所中からの、中学校教員と施設職員との連携が非常に重要だといえよう。

（表6）中卒就職ケース×現在の住居（n=17）

	実数	%
親と同居（親元に家庭復帰）	4	23.5
賃貸住宅に一人暮らし	2	11.8
職場の寮	5	29.4
他施設等に措置変更	6	35.3
合計	17	100.0

## IV. まとめ

児童養護施設が校区にある小学校や中学校の中には、日常的に施設と連携しつつ、施設に入所している子どもたちを中心に据えた支援や取り組みを行っているところも少なくないだろう。

しかし、児童養護施設が校区がない小学校や中学校の教員の中で、児童養護施設そのものに対する理解や、施設で生活する子どもたちの背景や抱える課題、必要な支援といった内容に関する理解が十分であるというケースは少ないのではないだろうか。なぜなら、教員養成課程において、子どもの福祉や家族の病理、生活問題等に関する科目は必ずしも必修ではないので、それらの問題について知る機会のないまま教員として現場に出る者がほとんどという現状だからである。

施設を退所して家庭復帰を果たした子どもたちは、校区に児童養護施設をもたない小学校や中学校に通うことになる。新しい生活や環境への緊張に加えて、不安定な家族生活に対するストレスや過去の経験に起因する行動化の問題など施設退所児童が必要とする配慮や支援は複雑多様であるとともに個別性の高いものである。

本研究の結果を踏まえ、施設職員と学校教員とが連携して児童養護施設退所児童のアフターケアを行うにあたって、ポイントとなると考えられる点を5点挙げる。

### (1) 子どもの人間関係構築の支援

施設退所児童でなくとも転校してきた子どもがクラスに溶け込みやすくなるよう教員は側面的に支援を行っていることと思う。施設退所児童の場合は、それ以外の子どもと比べて警戒心や他人への不信感が過度に強かったり、コミュニケーションが苦手だったりするケースが多い。こうした行動特性は、当該児童がわがままだったりマイペースだったりするからではなく、過去の被虐待体験や親と一緒に分離された経験に起因するものであることが少なくない。こうした施設退所児童によくみられる特性を理解した上で、子どもが早く学級になじむことができるよう支援していただけたとありがたい。また、必要に応じて施設職員から当該児童の特性について情報収集しておくと子どもへの理解がより深まると考える。

### (2) 親との関係調整の支援

家庭復帰ケースの中には、施設や児童相談所が「家庭復帰はまだ早い」と専門的に判断しているにも関わらず、親の強い希望によって強引に家庭引き取りとなったケースも少なくない（日本では、民法に規定される「親権」がゆえに、施設入所には原則として親の承諾が必要である）。そのため、施設がアフターケアを行いたくても、強引な引き取りケースでは、施設と親との関係が崩壊していることが少なくなく、施設による接触が不可能なケースもある。こうした場合、学校教員が施設と家庭との架け橋となり、親子の様子を施設に報告する等して親子の様子を学校と施設が協働して見守る体制を構築することが望まれる。

### (3) 子どもの学力保障・進路保障の支援

学力保障・進路保障の支援については、学校教員による当該児童へのより個別的な関わりが求められる。児童養護施設の子どもたちは、本来の学年よりも学力が劣っていることが少なくない。この背景として、施設入所前の生活から、安心して学習に取り組める環境になかった生育歴が挙げられる。施設を退所した子どもたちが学年に相応しい学力を身につけ、将来の可能性を広げていくためにも、個々の子どもの到達度に合った学習指導が必要となる。

また、中学生の場合、先述したように、何とか高校進学につながるような進路指導も重要となる。施設生活経験者の中には、親の経済力や自分の学力を悲観し「どうせ勉強しても意味がない」と最初から諦めてしまっている子どももいる。学習支援を通して人生への意欲も向上できるような関わりが必要である。

### (4) 学校－施設を含む、地域ネットワークの構築

施設退所児童は、家庭復帰できたとはいっても必ずしも安定した家庭環境で生活しているわけではない。そうした子どもたちが健やかに生活していくためには、周囲のおとなたちや関係機関の連携が不可欠である。2004年の児童福祉法改正によって地域に創設された「要保護児童対策地域協議会」を有効に活用し連携を図るだけでなく、退所児童が入所していた施設職員と教員とのよりミクロな連携が重要であると考える。また、学校と施設だけでなく、場合によっては医療機関や地域の民生児童委員とのネットワークも大切である。

### (5) 学校内及び教員養成課程における児童養護施設学習

先述したように、校区に児童養護施設をもたない学校においては、児童養護施設に対する理解が十分ではないといえる。施設退所児童の転入を契機に、教員間で児童養護施設や施設入所児童に関する学習機会をもつなど、施設や子どもへの理解を深めるような取り組みが必要ではないか

と考える。

1997（平成9）年に制定された「小学校及び中学校の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、1998（平成10）年度の大学等入学者から、小学校及び中学校教諭の普通免許状の取得希望者は、社会福祉施設等において一定の体験学習を行うことが義務付けられた。こうした取り組みは非常に有意義であると感じる一方で、福祉の立場からみると、内容的に不十分であると言わざるを得ない。現状のカリキュラムでは「こんな世界もあるんだ」程度の体験学習の域を出ないものといえる。自分が教員として学級を担任したときに、クラスに施設の入所児童や退所児童がいるかもしれない、という当事者性をもって施設学習に取り組み、理解を深めて欲しいと感じる。

子どもは多くの時間在学校で過ごす。そのため、学校的教員は、子どもの異変にいち早く気づき、適切に対応できる立場にあるといえる。親が変われば子どもも変わる。家庭復帰後の親子の生活を見守るにあたり教員が果たす役割は大きい。

学校は、そして学校教員は、子どもたちに教育や指導を提供するだけでなく、日常的な関わりを通して、子ども達の心を癒したり成長を促したりするケアの機能や、さまざまな問題の発生予防や早期発見・対応の役割を果たすことが可能な機関である。福祉施設と学校とが良好な連携関係を構築し必要な支援を展開することによって、施設を退所して地域に戻った子どもたちの生活が安定し、子どもたちの健全な成長を促す一助となることを願っている。

今回の研究では、施設職員を対象としたエピソード収集・分析という手法をとったが、今後の研究課題として、施設と連携しながら施設入所児童や退所児童への支援を行っている学校教員を対象とした調査研究も視野に入れて、さらに研究を展開したいと考えている。

## 謝 辞

本稿は、平成21年度科学研究費補助金（若手研究（B））「児童養護におけるアフターケア－その援助概念と方法の検討」として行った研究の一部を報告するものである。調査にご協力頂きました関係諸氏に深く御礼申し上げます。

## 文 献

- ・N.K. デンジン・Y.S. リンカン編 平山満義監訳（2006）『質的研究ハンドブック 3巻－質的研究資料の収集と解釈』北大路書房。
- ・岡本正子・二井仁美・森実編著（2009）『教員のための子ども虐待理解と対応』生活書院。
- ・天野マキ（1983）「高年齢児童養護施設に関する一考察－アフターケアかインケアかをめぐって」
- ・児童養護施設：神戸少年の町（1985）「アフターケアを考える－退所後の指導」『季刊児童養護』16(2)号, pp. 20-23.
- ・早川悟志（2007）「施設における高年齢児童の自立支援」長谷川眞人・堀場純矢編著『児童養護施設の援助実践』三学出版, pp. 130-137.
- ・亀井聰（2008）「児童養護施設における入所理由と退所理由の関係について－某児童養護施設の調査より」『新島学園短期大学紀要』第28号, pp.71-90.